第百八十条第一項中「国有林野事業の改革のための特別措置法（平成十年法律第百三十四号）第十二条第二項（特別給付金の支給）の規定による特別の給付金の支給を受けた者が同法第十四条第一項（特別給付金の返還等）の規定に該当することとなつたこと」を「国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条の三第二項（退職手当の支払）に規定する一般の退職手当の支払を受けた者が同法第十五条第一項（退職をした者の退職手当の返納）の規定による処分を受けたこと」に改める。

第三百五十条の三第二項第四号中「次号」を「第六号」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「第二百二十四条の五第一項第六号」を「第二百二十四条の五第一項第七号」に改め、同項第五号中「第二百二十四条の五第一項第五号」を「第二百二十四条の五第一項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　市場デリバティブ取引（法第二百二十四条の五第一項第五号に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）の差金等決済をする者が、当該市場デリバティブ取引に係る取引所金融商品市場（同項第五号において同じ。）を開設している金融商品取引所（同項第五号に規定する金融商品取引所をいう。以下この号において同じ。）に加入をする際、その者の氏名又は名称及び住所を当該金融商品取引所の長に告知しているとき　当該金融商品取引所の取引所金融商品市場において行う市場デリバティブ取引

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三百五十条の三第二項の改正規定は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）の施行の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百十二号

法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の施行に伴い、並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十八号、第四条の七第十一号、第二十五条第三項、第三十七条第一項、第五十七条第三項第二号及び第十二項、第五十八条第二項、第六十二条の七第七項、第六十七条第三項及び第九項、第六十九条第一項、第八十一条の三第二項、第八十一条の六第一項、第八十一条の九第二項、第六項及び第九項、第八十一条の十三第二項及び第七項、第八十一条の十五第一項、第八十一条の十八第一項第一号並びに第八十一条の二十第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項第一号中「場合には」を「場合において、当該合計額（次項第一号又は同号及び同項第三号に掲げる場合に該当するときは当該合計額から同項第一号ロに掲げる金額を減算した金額とし、同項第二号又は同号及び同項第三号に掲げる場合に該当するときは当該合計額に同項第二号ロに掲げる金額を加算した金額とする。同項において「調整積立金額」という。）が零を超えるとき又は前項第四号に掲げる事由に係る法第二十四条第一項の規定により法第二十三条第一項第一号に掲げる金額とみなされる金額があるときは」に改め、同条第四項第一号及び第二号中「場合には」を「場合において、調整積立金額が零を超えるとき又は同号に掲げる事由に係る法第二十四条第一項の規定により法第二十三条第一項第一号に掲げる金額とみなされる金額があるときは、」に改める。

第十四条の八第四号中「、第六十五条の十二第五項第一号」を「又は第六十五条の十二第五項第一号」に改め、「又は第六十五条の十四第五項第一号（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）」を削る。

第十四条の十第六項の表法第五十二条第一項第一号イ（貸倒引当金）、第五十七条第十一項第一号（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）及び第五十八条第六項第一号（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）の項の次に次のように加える。

法第五十九条第二項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）	において、第五十七条第一項で、かつ、当該内国法人が当該適用年度終了の時において第五十七条第十一項各号に掲げる法人に該当しない場合において、同条第一項

第二十四条の二第四項第一号中「及び第五号」を削り、同項第五号を次のように改める。

五　第百三十三条（少額の減価償却資産の取得価額の損金算入）又は第百三十三条の二第一項（一括償却資産の損金算入）の規定の適用を受けた減価償却資産その他これに類する減価償却資産

第七十三条第二項第十四号を同項第十八号とし、同項第十一号から第十三号までを四号ずつ繰り下げ、同項第十号の三を同項第十四号とし、同項第十号の二を同項第十三号とし、同項第八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七号の二を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　租税特別措置法第五十七条の七の二第一項（中部国際空港整備準備金）

第百十二条第五項第一号中「なつた日」の下に「（以下この項及び次項において「支配関係発生日」という。）」を加え、「同日」を「当該支配関係発生日」に改め、「特定適格組織再編成等」の下に「（次項において「特定適格組織再編成等」という。）」を加え、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第九項から第十五項までを三項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第五項の」を「第五項から第八項までの」に、「同日」を「当該支配関係発生日」に、「第百二十三条の八第十三項」を「第百二十三条の八第十四項」に改め、「内国法人に」と」の下に「、第六項中「法第五十七条第三項の被合併法人等」とあるのは「法第五十七条第四項の内国法人」と、「同条第二項の適格合併の日又は同項の残余財産の確定の日」とあるのは「同項に規定する適格組織再編成等（以下この項において「適格組織再編成等」という。）の日」と、「内に当該被合併法人等」とあるのは「内に当該内国法人」と、「同条第三項の内国法人及び当該被合併法人等」とあるのは「当該内国法人及び同条第四項に規定する支配関係法人」と、「のうち当該被合併法人等が」とあるのは「のうち当該内国法人が」と、「当該被合併法人等が支配関係発生日」とあるのは「当該内国法人が支配関係発生日」と、第七項中「法第五十七条第三項の被合併法人等」とあるのは「法第五十七条第四項の内国法人」と、「とし、当該被合併法人等又は」とあるのは「とし、当該内国法人又は」と、「（当該被合併法人等又は」とあるのは「（当該内国法人又は」と、「被合併法人等若しくは」とあるのは「内国法人若しくは」と、「かつ、当該被合併法人等」とあるのは「かつ、当該内国法人」と、「法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「法第五十七条第二項の規定により当該内国法人」と、「同条第三項の内国法人及び当該被合併法人等」とあるのは「当該内国法人及び同条第四項に規定する支配関係法人」と、「当該被合併法人等の同項」とあるのは「当該内国法人の同項」と、「同条第二項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「同条第二項の規定により当該内国法人」と」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。